



## 指定処理施設等譲受等許可申請書

**を和6年2月1日** 

茨城県知事 大井川 和彦 殿



## 申請者

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号 氏名又は名称 株式会社 京 葉 興 業 代表取締役 鈴木 宏和 (法人にあっては,その代表者の氏名) 電話番号 03-3678-1240

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第1項の規定により,指定処理施設等譲受け等の許可を受け たいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては、その代表者の氏名								住 所:埼玉県川口市領家五丁目1番39号 名 称:JWケミテック株式会社 代表取締役 髙市慎也	
指泵	È 処	理 施	設等	筝 の	設 置	の場	所	小美玉市与沢字紀 1395番、1396番、	文谷前 1397番、1398番5
指	定	処 理	施	設	等の	種	類	指定処理施設(多	<b>è酵堆肥化施設)</b>
許 ī	可の	年月	日	及て	が 許	可 番	号	平成26年8月28日	第1-1-0402号
申請	青 者	が行	って	いる	事業	の種	類	サービス業(他に 廃棄物処理業	こ分類されないもの)
申請者	申請者が建設業者である場合にあっては、許可をした行							行政庁の名称	東京都知事
政庁の	0名称]	及び当該語	許可の語	午可番号				許可番号	特-4 第116703号
申請者	申請者が解体工事業者である場合にあっては、登録をし							行政庁の名称	
た行政庁の名称及び当該登録の登録番号								登録番号	
※譲	受	け等	の	許可	の <del>1</del>	年 月	日	往	<b>声</b> 月 日
※譲	受	け	等	の言	午可	番	号		
※事		務		処	理		欄		
								50.5	





廃規指令第 1952 号

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号株式会社京葉興業 代表取締役 鈴木 宏和

令和6年2月2日付けで申請のあった指定処理施設等の譲受けについては、 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号)第 19条第1項の規定により許可する。

令和6年3月29日

茨城県知事 大井川 和彦



## (1)

## 指定処理施設等変更許可証

平成 26 年 8 月 28 日

住 所 埼玉県川口市領家五丁目1番39号 氏 名 日本ケミテック株式会社 代表取締役 須田 茂治

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例 (平成 19 年茨城県条例第 17 号) 第 14 条第 1 項の許可を受けた指定処理施設であることを証する。

茨城県知事 橋 本

許可の年月日	平成 26 年 8 月 28 日 許可番号 1-1-0402
施 設 の 種 類	指定処理施設(発酵堆肥化施設)
処理する産業廃棄物の種類	汚泥,動植物性残さ
設 置 場 所	小美玉市与沢字紋谷前 1395 番,1396 番,1397 番,1398 番 5
処 理 能 力	94.0 t /日(24 時間)
許可の条件	
条例第 12 条第 1 項 又は第 14 条第 1 項 の許可に係る許可 証 の 提 出 の 有 無	有 · 無
留 意 事 項	<ul><li>1 指定処理施設等の変更に当たっては、関係法令を遵守すること。</li><li>2 計画の内容等に変更があったときは、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</li><li>3 指定処理施設等がしゅん工したときは、指定処理施設等使用前検査申請書を提出し、検査を受けること。</li></ul>

(日本工業規格 A列4番)